

中野区産業経済融資制度の要件等変更について

区内事業所の多くを占める小規模事業者の資金調達を円滑化することにより事業の持続的発展を促すほか、区内での新たな起業を喚起するため、中野区産業経済融資制度の要件等の変更を図り、区内産業全体の更なる活性化を目指すものとする。

具体的な変更内容は次のとおり。

1. 利用要件の緩和

(1) 法人の所在地

法人の所在地要件を個人事業者と同一とする。現行では、法人の場合「本店登記及び主たる事業所の両方が区内にあること」を要件としてきたが、「本店登記又は主たる事業所いずれか一方が区内にあること」で足りるものとする。

(2) 事業継続の要件

個人、法人ともに同一場所で同一業種を営んでいることの要件を外す。
融資を受けながら区内での事業所移転や、事業内容の転換を可能とすることにより、積極的な経営改善を促す。

2. 契約利率の上限化

これまで金融機関と制度融資利用者との契約利率を固定利率としてきたが、今後は区が定めたあつ旋融資率を上限として、各金融機関が制度融資利用者に融資を行う際の契約利率を自由に設定できることとする。

現行：(固定金利) 創業融資1.8%、その他の融資1.9%

変更後：(上限金利) 創業融資1.8%以内、その他の融資1.9%以内

<事業資金の例>

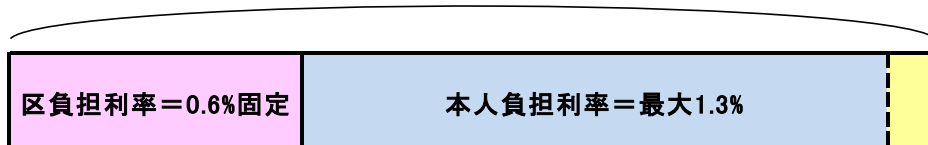
現行

金融機関と融資利用者との契約利率：1.9%



変更後

金融機関と融資利用者との契約上限利率：1.9%



実際の契約利率



金融機関の判断で契約利率を下げられる

3. あっ旋申込手続の簡素化

(1) 申込書添付書類の一部省略

あっ旋申込時の提出書類として確定申告書及び決算書等一式の提出を求めていたが、融資あっ旋の可否に直接係る部分のみに簡素化することで、あっ旋制度利用者の利便性を高める。

(2) 東京都との創業計画書様式の共通化

創業支援資金の利用者は、東京都制度との連携による信用保証料補助を受けるため、東京信用保証協会への手続きが必要となる。その際、創業計画書の様式が区と都で異なっていることから、利用者の手続きの煩雑さを緩和するため、区の創業計画書様式を都に準拠させる。

4. 実施時期

平成31年4月1日